

## グリンティ和東指定管理者募集要領

グリンティ和東の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

### 1. 募集する施設の概要等

- (1) 「グリンティ和東」及び「交流ステーション」
- (2) 和東町大字白栖小字大狭間 35 番地
- (3) 施設の目的

和東町における農業振興及び農村文化の向上を図るため、町内外の住民が広く交流できる場を創出し、本町の自然豊かな風土や歴史、基幹産業である茶業をはじめとする農村資源を活かした地域づくりを推進する。また、和東茶をはじめとする地域ブランドの普及・販売、喫茶やふるさと商品の提供等を通じて、「茶源郷和東」のさらなる充実と発展に寄与する拠点として設置する。

### 2. 施設の規模

施設名	床面積	施設の概要	備考
グリンティ和東	520.25 m <sup>2</sup>	会議、各行事、農産物販売等	
交流ステーション	75.95 m <sup>2</sup>	農産物販売等	

### 3. 施設の利用状況

グリンティ和東 1F 店舗、事務所	一般社団法人 えん - TRANCE わづか (年間利用)
交流ステーション 全面	和東の郷協議会 (年間利用)

4. 申請者の資格及び指定管理を行う期間

ア 有事の際に早急に対応が可能な茶業関係に従事する業者。

イ 指定管理期間は、指定管理契約締結日より1年間とする。

ただし、期間満了後も引き続き指定管理者として指定する必要がある場合は、毎年度、議会の議決を経たうえで再指定することができるものとする。

5. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設、設備の維持管理に関する業務

ア 町民が快適に利用できるよう、施設・設備の維持や各種点検を行う。

イ 運営維持管理費(電気代、水道代、設備点検代)等の費用については、指定管理者の全額負担とする。

ウ 修繕等が発生した場合、修繕費が一件100万円以上の場合、指定管理者から町への申し出に基づき協議を行い、緊急性等を考慮し、町の負担とする。

エ 施設の使用に関して申請があった場合、条例に沿った使用料を使用者から徴収する。

オ 災害等その他やむを得ない事由により閉鎖を余儀なくされた場合は、町の指示に沿って管理運営を行う必要がある。

6. リスク管理、責任分担

施設の保守点検・安全点検・衛生管理・小規模修繕(一件100万円未満)については指定管理者の負担とする。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任者は指定管理者が有するものとし、被害が最小限になるように迅速かつ最善の対応をとるものとし、直ちに町へ報告することが必要となる。

## 7. 選定方法

申請事業者からのプロポーザル方式を用いて、提案書を提出させ、審査を行い、最終面接により指定管理者を決定する。